

「みやぎ環境税」の今後のあり方について

1 導入の経緯

- 宮城の自然豊かな環境を守り、次の世代に引き継いでいくために、通常ベースでの財源を超えて新たに実施又は拡充を図る環境施策に充当するための財源として、平成23年4月1日から個人及び法人の県民税均等割の超過課税として導入した。

2 検討会議の設置

- 課税期間が、平成28年3月31日までの5年間となっていることから、昨年11月、庁内に関係課室による検討会議を設け、これまでの事業の成果や今後のあり方等について検討してきた。

3 税活用事業の成果

「みやぎグリーン戦略プラン」を策定し、県事業と市町村事業を実施。

(1) 県事業

「地球にやさしいライフスタイルの創造」で11事業、「環境と調和した産業の振興」で9事業、「環境立県を支える人材の育成」で13事業、「森林機能や生物多様性など基盤の整備」で14事業の計47事業を実施している。

(2) 市町村事業

みやぎ環境交付金事業としてメニュー選択型及び市町村提案型の事業を実施している。

(3) 二酸化炭素の削減見込み

「みやぎグリーン戦略プラン」で掲げた、5年間で35万6千トンの削減予定量に対し、約35万7千トンとなる見込み。

4 今後のあり方

- 地球温暖化や生物多様性の確保のほか、森林をはじめとした自然環境の保全など、喫緊に解決しなければならない様々な環境課題があり、その解決に向けた取組の継続が必要である。
- このため、「みやぎ環境税」を平成33年3月31日まで5年間延長する。(税率変更なし)
- 延長するにあたっては、「(仮称)新みやぎグリーン戦略プラン」を策定する。

5 今後のスケジュール

平成27年5月～7月 県民等への説明、パブリックコメントの実施

平成27年9月 9月定例議会に宮城県県税条例の改正案を上程